

京情個審答申第 41 号  
令和 7 年 4 月 18 日

京都府知事 西 脇 隆 俊 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 山 本 克 己

公文書部分公開決定に係る審査請求に対する  
裁決について（答申）

令和 6 年 5 月 17 日付け 6 流通第 204 号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審議会の結論

本件事案について、処分庁が行った部分公開決定において非公開とした箇所のうち、別表に記載の箇所については公開すべきである。  
その余の判断は妥当である。

## 第2 審査請求に至る経過

- 1 令和5年4月2日、審査請求人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、処分庁である京都府知事（この答申において「処分庁」という。）に対し、「会計年度任用職員の採用決定に係る起案文書等。できるだけ詳細に。農林センター 茶業研究所分。令和5年2月～3月に実施した分。」の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 令和5年4月14日、処分庁は、「対象の公文書には、公開又は非公開の判断に時間を要する内容が含まれている」として、条例第11条第2項の規定により公開決定等の期限を令和5年6月1日まで延長した。
- 3 処分庁は、本件公開請求に対応する公文書（以下「本件対象公文書」という。）として、令和5年度会任職員募集要項の府ホームページ記載依頼について（起案日：令和5年1月19日）（以下「文書ア」という。）、会計年度任用職員の採用決定について（起案日：令和5年2月21日）（以下「文書イ」という。）、会計年度任用職員の採用について（起案日：令和5年3月24日）（以下「文書ウ」という。）、会計年度任用職員の採用決定について（起案日：令和5年3月27日）（以下「文書エ」という。）、会計年度任用職員の雇用について（起案日：令和5年3月16日）（以下「文書オ」という。）、会計年度任用職員の雇用について（起案日：令和5年3月16日）（以下「文書カ」という。）、会計年度任用職員の雇用について（起案日：令和5年3月16日）（以下「文書キ」という。）、会計年度任用職員の雇用について（起案日：令和5年3月24日）（以下「文書ク」という。）、会計年度任用職員の雇用について（起案日：令和5年3月27日）（以下「文書ケ」という。）及び会計年度任用職員の雇用について（起案日：令和5年3月28日）（以下「文書コ」という。）を特定し、令和5年6月1日、審査の結果、本件対象公文書について、公文書公開決定処分及び同日付け5農技茶第〇号別紙の「4公文書の公開をしない部分の概要及びその理由」欄で示す部分を除いて公開する部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に通知した。
- 4 令和5年8月30日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として諮問庁である京都府知事（この答申において「諮問庁」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 5 令和6年5月17日、諮問庁は、条例第19条の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求に対する裁決について諮問した。

## 第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件対象公文書を「全面公開」することを求めるというものである。

#### 第4 諮問庁の説明の要旨

処分庁の弁明書及び諮問庁の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

##### 1 条例第6条第1号該当性

(1) 本件対象公文書のうち、文書イ、文書ウ及び文書エにおける会計年度任用職員採用試験評定票のうち、「職種」、「受験番号」及び「氏名ふりがな」並びに「評定に係る記載」について、「職種」及び「受験番号」は、①選考に係る情報であり、対象者が少数の場合、公にすることにより、個人を識別することができる可能性があること、「氏名ふりがな」は、②個人に関する情報であり、公にすることにより、特定の個人を識別できること、「評定に係る記載」は、③個人に関する情報を含み、公にすることにより、特定の個人を識別できる情報であり、その評価結果も通常他人に知られたくない情報が含まれること、以上の理由により、これらの情報を非公開と判断している。

(2) 本件対象公文書のうち、文書ウにおける採用予定者の「職種」及び「氏名」並びに面接実施予定表に記載された「応募種別」、「希望者氏名」、「連絡先」、「住所（行政区）」及び「年齢（生年月日）」に係る情報については、「職種」及び面接予定者の「応募種別」は会計年度任用職員の選考に係る情報であり①と同様の理由で、「希望者氏名」、「連絡先」、「住所（行政区）」及び「年齢（生年月日）」は②と同様の理由で、それぞれ条例第6条第1号に該当する。

(3) 本件対象公文書のうち、文書オ、文書カ、文書キ、文書ク、文書ケ及び文書コにおける雇用予定者の「氏名」、「職種」、「年齢」、「印影」、「職員番号」、「振込口座」、「住所」、「通勤距離」、「所要時間」、「通勤経路の略図」、「自動車等の使用距離」及び「職歴」並びに「履歴書の内容の全て」のうち、「氏名」、「年齢」、「印影」、「振込口座」、「住所」並びに「履歴書の内容の全て」については②と同様の理由により、「職種」は①と同様の理由により、それぞれ条例第6条第1号に該当する。

「職員番号」については、当該個人に関する情報であって、勤務記録等の情報管理を効率的に行うために職員固有の番号として付番したものであり、当該職員の個人情報管理に使用されていることから、公にすることにより、特定の個人を識別できるため非公開とし、「通勤距離」、「所要時間」、「通勤経路の略図」、「自動車等の使用距離」及び「職歴」については、④任命権者と当該会計年度任用職員との間で結ぶ雇用契約の内容である勤務条件等であって、個人に関する情報であり、公にすることにより、特定の個人を識別できるため、それぞれ条例第6条第1号に該当する。

(4) 本件対象公文書のうち、文書オ、文書カ、文書キ、文書ク、文書ケ及び文書コにおける会計年度任用職員格付計算書のうち、「氏名」、「生年月日」、「学歴」、「資格」、「経歴」、「経験月数」、「換算対象経験月数」及び「号給換算」並びに報酬基本額のうちの「学歴加算及び職歴加算の号給」について、「氏名」、「生年月日」、「学歴」、

「資格」、「経歴」及び「経験月数」は②と同様の理由で非公開とし、「換算対象経験月数」及び「号給換算」並びに報酬基本額のうちの「学歴加算及び職歴加算の号給」は④と同様の理由により条例第6条第1号に該当する。

## 2 条例第6条第6号該当性

本件対象公文書のうち、文書イ、文書ウ及び文書エにおける会計年度任用職員採用試験評定票のうち、「評定者」及び「評定に係る記載」について、「評定者名」は、公にすることにより、面接試験の結果に納得しない受験者から当該評価者に対して、評価に関する苦情や批判等がなされるおそれがあることから、評価者が率直な評価を控え、一般的な評価にとどめたりするなど、受験者に対する適切な評価が困難になり、今後の会計年度任用職員の採用に係る選考事務の公正又は円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある。「評定に係る記載」は各項目の評価に係る情報であり、評定者は、公開されないことを前提に率直な評価を記載しているため、これらの情報を公開してしまうと、評定者が率直な評価を控え、正確な評価ができなくなり、今後の選考の公正かつ適切な実施に支障を及ぼすおそれがあるため条例第6条第6号に該当する。

## 3 条例第6条第6号ウ該当性

本件対象公文書のうち、文書アにおける会計年度任用職員採用試験評定票のうち、経歴評定欄以外の「評定項目」、「評価の着眼点」及び「評定（総合評定の基準及び総合評定の欄を除く。）の内容」、本件対象公文書の文書イ、文書ウ及び文書エにおける会計年度任用職員採用試験評定票のうち経歴評定欄以外の「評定項目」、「評価の着眼点」及び「評定（総合評定の基準及び総合評定の欄を除く。）の内容」は、会計年度任用職員の選考に係る情報であり、公にすることにより、評定者がどのような観点で応募者を評価するかが明らかとなり、それらの対策を事前に行ったものが有利になる等、対象者本人を正しく把握し会計年度任用職員としての能力や資質等を正確に判断することが困難になるおそれがあり、選考の公正かつ適切な実施に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第6号ウに該当する。

## 4 結論

以上のことから、本件審査請求には理由がなく、処分庁が一部公開とした判断は妥当である。

## 第5 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書及び審査庁による口頭意見陳述並びに当審議会に提出した意見書等において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

公文書へのアクセス権は納税者の重要な基本的権利であり、会計年度任用職員制度の客観性を担保するために公開請求を行うものである。

情報公開制度は原則公開であることから、文書の「全面公開」を求める。

## 第6 審議会の判断理由

審査請求人は、本件対象公文書について、全部公開を求めているものと解されることから、この点について検討し、判断することとする。

## 1 条例第6条第1号該当性

- (1) 条例第6条第1号は、個人のプライバシーは、個人の尊厳にかかわる権利であること、一旦侵害されると当該個人に回復困難な損害を及ぼすことになること等から、個人のプライバシーを保護するため、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

そして、ここにいう「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」とは、氏名、住所等により特定の個人を直接に識別することができる場合だけでなく、その情報だけでは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む趣旨である。

- (2) 本件対象公文書のうち、文書イ、文書ウ及び文書エに含まれる会計年度任用職員採用試験評定票について、「氏名ふりがな」、「評定に係る記載」、「筆記考査」の下方に記載された情報、「総合評定の基準」及び「総合評定」並びに文書ウに含まれる採用予定者の「氏名」、面接実施予定表における「希望者氏名」、「連絡先」、「住所（行政区）」及び「年齢（生年月日）」は、採用試験を受けようとする個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものである。

したがって、これらの情報について、条例第6条第1号に該当するものとして、非公開とした処分庁の判断は妥当である。

- (3) 本件対象公文書のうち、文書オ、文書カ、文書キ、文書ク、文書ケ及び文書コ中に記載された、「氏名」は、会計年度任用職員として採用決定された者に係る氏名である。これは、会計年度任用職員といえども公務員の氏名であることから、条例第6条第1号ウに該当し、公開すべきものであるといえる。

しかしながら、本件対象公文書においては、既に本件処分において採用決定された者の報酬額や期末手当額が公開されていることから、採用決定された者の「氏名」を新たに公開すれば、当該者の報酬額や期末手当額が明らかになり、これらの情報が他人に知られることは、通常他人に知られたくないと望むことが正当であるものと認められる。

よって、「氏名」は、条例第6条第1号に該当しないものの、結論において、非公開とした処分庁の判断は、なお妥当とせざるを得ない。

- (4) 本件対象公文書のうち、文書オ、文書カ、文書キ、文書ク、文書ケ及び文書コにおいて記載された、採用決定された者の「年齢」、「住所」及び「職歴」、「履歴書」並びに会計年度任用職員格付計算書に係る「生年月日」、「学歴（学校名、修学期間、修学区分）」、「資格（名称、取得年月日、登録番号）」及び「経歴」の記載については、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報

と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものである。

したがって、これらの情報について、条例第6条第1号に該当するものとして、非公開とした処分庁の判断は妥当である。

- (5) また、本件対象公文書のうち、文書イ、文書ウ及び文書エにおいて記載された「職種」、「受験番号」、文書ウにおける面接実施予定表に記載された「応募種別」、文書オ、文書カ、文書キ、文書ク、文書ケ及び文書コにおいて記載された「職種」、「職員番号」、「通勤距離」、「通勤所要時間」、「通勤経路の略図」及び「自動車等の使用距離」並びに文書カ、文書キ、文書ク、文書ケ及び文書コにおいて記載された「雇用が認められる経緯」に係る記載については、当該情報のみでは、特定の個人を識別することができるものとは言えない。

しかしながら、茶業研究所は、全職員数が22名である旨及び本件公開請求の対象期間中に採用決定された者は6名と少数であり、かつ、その職種はそれぞれ異なっている旨、諮問庁の職員から当審議会に対して申述があった。

これらの状況に鑑みれば、「職種」、「受験番号」、「応募種別」、「職員番号」、「通勤距離」、「通勤所要時間」、「通勤経路の略図」、「自動車等の使用距離」及び「雇用が認められる経緯」に係る情報は、これらのうちのいくつかの情報を組み合わせることにより、あるいは他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報に該当し得るものであることは否定できない。

したがって、これらの情報について、条例第6条第1号に該当するものとして非公開とした処分庁の判断は妥当である。

- (6) さらに、本件対象公文書のうち、文書オ、文書カ、文書キ、文書ク、文書ケ及び文書コに含まれる会計年度任用職員格付計算書に記載の「経験月数」、「換算対象経験月数」及び「号給換算(学歴加算、職歴加算)」に係る記載は、「同種の経験」、「異種の経験(5年以下)」及び「異種の経験(5年超)」に分けて記載することとなっており、これまでの勤務先名称を非公開としても、個人の経歴の概要を知ることができることから、それ自体が通常他人に知られたくない個人情報に該当するといえること、また(5)で述べたとおり、本件公開請求の対象期間中に採用決定された者は少数であるため、これらのうちのいくつかの情報を組み合わせることにより、あるいは他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報に該当し得るものであることは否定できない。

したがって、これらの情報について、条例第6条第1号に該当するものとして非公開とした処分庁の判断は妥当である。

- (7) なお、本件対象公文書のうち、文書オ、文書カ、文書キ、文書ク、文書ケ及び文書コに含まれる「印影」及び「振込口座(金融機関名、店舗名、コード番号、口座番号、口座名義(フリガナ))」に係る記載について、処分庁は、条例第6条第1号に該当するものとして非公開としているが、これらの情報は、公にすることにより、個人の財産等が侵害されるおそれのある情報に該当することから、条例第6条第7号に規定する情報として非公開とすべきである。

## 2 条例第6条第6号ウ該当性

- (1) 条例第6条第6号アからキまでは、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある

るものを類型化して具体的に規定したものであり、同号ウは、試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものを非公開情報とすることを定めたものである。

ここにいう「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」とは、試験は、事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴う事務であることから、試験に係る情報を事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、法令違反行為又は妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に隠蔽工作をするなどのおそれがあることから、このような情報を、非公開とするものである。

- (2) 文書アの口述考査及び筆記考査における「評価項目」、「評価の着眼点」、「評価」と及び「筆記考査」の下方に記載された情報については、一般的、抽象的に職員として求められる能力、素質等であり、被評価者の公務員としての適性を評価する項目があることを審議会において確認した。

その内容は、茶業研究所において独自に求められる能力や資質の有無を問うものではなく、一般的、抽象的に公務員全般に求められるものといえる。そして、今日の社会情勢においては、面接に係る一般的な対策は、試験対策講座、書籍やインターネット等により誰もが入手できる情報であり、これは公務員試験についても例外ではない。

これらのことを踏まえると、処分庁が非公開とした情報を公開したとしても、諮問庁が主張するような選考の実施に支障を及ぼす具体的な事由は認められない。

したがって、文書アにおける会計年度任用職員採用試験評価票は、条例第6条第6号ウに規定する非公開情報には該当しないことから、非公開とした項目は全て公開すべきである。

- (3) また、同様の理由から、文書イ、文書ウ及び文書エにおける会計年度任用職員採用試験評価票のうち、口述考査及び筆記考査における「評価項目」、「評価の着眼点」と及び「筆記考査」の下方に記載された情報の項目の名称は、条例第6条第6号ウに規定する非公開情報に該当しないことから公開すべきである。

- (4) 文書イ、文書ウ及び文書エにおける会計年度任用職員採用試験評価票のうち「評価の内容」、「総合評価の基準」、「総合評価」と及び「筆記考査」の下方に記載された情報（項目の名称を除く。）については、被評価者である特定の者の評価に係る記載があることを審議会において確認した。

したがって、これらの情報については、第6条第6号ウには該当しないものの、1の(2)及び2の(3)で述べたとおり、第6条第1号及び第6号に該当することから、なお非公開とすることが妥当である。

### 3 条例第6条第6号所定の「その他事務支障のおそれ」の有無

- (1) 条例第6条第6号は、「府等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報とすることを定めたものである。ここにいう「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、事務事業の目的、その目的達成のための方法等に照らして、「おそれ」の有無を客観的に判断する必要がある、「支障」

の程度は実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も法的保護に値する程度の蓋然性が要求されるものである。

(2) 本件対象公文書のうち、文書イ、文書ウ及び文書エに含まれる「評定者名」の欄には、当該選考に係る評定を行った茶業研究所の職員名が記載されており、当該職員の氏名が公開されると、その評定について、当該職員に対して直接的に苦情の申し入れ等も想定され、そのことが今後の選考試験における公平公正かつ適切な評価を阻害するおそれがあることが容易に想定される。したがって、「評定者名」について、条例第6条第6号に該当するものとして非公開とした処分庁の判断は妥当である。

(3) 本件対象公文書のうち、文書イ、文書ウ及び文書エに含まれる「評定に係る記載」、「筆記考査」の下方に記載された情報、「総合評定の基準」及び「総合評定」は、被評定者に係る率直な評価を記載することが予定されており、採用予定者を決定した後であってもこれを公にすると、採否に係る着眼点や評価の内容等が明らかになり、今後の会計年度任用職員の採用に係る事務の適正を損ない、事務の遂行に支障をきたす。

したがって、これらの情報について、条例第6条第6号に該当するものとして非公開とした処分庁の判断は妥当である。

#### 4 結 論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

#### 5 付 言

なお、本審議会は、京都府情報公開・個人情報保護審議会条例（令和元年京都府条例第62号）第2条第1項各号に規定する事項を処理する組織であり、会計年度任用職員の採用に係る事務の適正を審議する組織ではないことを念のため、申し添える。

参考

審議会の処理経過

| 年 月 日      | 処 理 内 容 |
|------------|---------|
| 令和6年 5月17日 | 諮問書の受理  |
| 令和6年 7月 9日 | 第1回審議会  |
| 令和6年 9月24日 | 第2回審議会  |
| 令和7年 2月18日 | 第3回審議会  |
| 令和7年 3月12日 | 第4回審議会  |
| 令和7年 4月18日 | 答 申     |

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

|          |         |
|----------|---------|
| 委 員（部会長） | 山 本 克 己 |
| 委 員      | 奥 野 美奈子 |
| 委 員      | 原 田 大 樹 |
| 委 員      | 宮 本 恵 伸 |
| 委 員      | 山 舗 恵 子 |

別表

| 公文書の件名                                                         | 公開すべき部分の概要                                                         |
|----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| <p>文書ア</p> <p>令和５年度会任職員募集要項の府ホームページ記載依頼について（起案日：令和５年１月１９日）</p> | <p>会計年度任用職員採用試験評定票のうち、本件処分において非公開とした全ての部分</p>                      |
| <p>文書イ</p> <p>会計年度任用職員の採用決定について（起案日：令和５年２月２１日）</p>             | <p>会計年度任用職員採用試験評定票のうち「評定項目」、「評価の着眼点」及び「筆記考査」の下方に記載された情報の項目の名称」</p> |
| <p>文書ウ</p> <p>会計年度任用職員の採用について（起案日：令和５年３月２４日）</p>               |                                                                    |
| <p>文書エ</p> <p>会計年度任用職員の採用決定について（起案日：令和５年３月２７日）</p>             |                                                                    |